

令和6年度東海市施設園芸緊急対策交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、施設園芸農家が行う園芸用施設の暖房事業に対し、交付金を交付することにより、施設園芸の生産性の向上及び施設園芸農家の経営の安定化を図り、もって東海市の施設園芸の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「施設園芸農家」とは、市内に住所を有する農業者又は農業法人で、園芸用施設で農業生産を行うものをいう。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができる者は、次条に規定する交付対象事業を実施する施設園芸農家で、市税を完納しているものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を除く。

(交付金の交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象となる事業は、令和6年4月1日から令和7年3月15日までの間に、施設園芸農家が園芸用施設の暖房用として使用する目的で重油を購入する事業とする。

(交付金の額)

第5条 交付金は、令和6年4月から令和7年3月までの各月1日現在の1リットル当たりの平均重油価格が60.34円を上回る場合において交付し、その額は、当該1リットル当たりの平均重油価格から60.34円を控除して得た額に3分の1を乗じて得た額（小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、5円を超えるときは、5円とする。）に、購入した重油の数量を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 交付金の額は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定め

る期日までに、交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 購入した重油の実績を明らかにする書類
(交付金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに交付金を支給するものとする。

(交付金の交付決定の取消し及び交付金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記入したとき。
- (3) 暴力団員等であることが判明したとき。

(交付金の交付申請等の委任)

第9条 交付金の交付申請、受領及び返還に関する事務については、あいち知多農業協同組合代表理事組合長が申請者から委任を受けて行うことができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の交付金に係る交付決定等の通知は、受任者に対し行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。